○農林水産省令第三号
環境省令第十一号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第九条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、並びに同法及び愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）を実施するため、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則及び愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和三年四月三十日

農林水産大臣　野上浩太郎
環境大臣　小泉進次郎

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則及び愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令

（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則（平成二十一年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び備考を削る。

様式第二中「㊞」を削る。

○環境省令第十一号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに同法第三条並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）附則第二項並びに動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第三条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月三十日

環境大臣　小泉進次郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
様式第１別記	
（略）	
項目	実施方法
1　販売に供する動物の生育段階	□哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売（ただし、犬又は猫については、出生後56日（動物の愛護及び管理に関する法律附則第２項を適用する場合は49日）を経過した犬又は猫を販売） □その他（　　）
（略）	

改正前	
様式第１別記	
（略）	
項目	実施方法
1　販売に供する動物の生育段階	□哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売（ただし、犬又は猫については、出生後49日を経過した犬又は猫を販売） □その他（　　）
（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令の一部改正）

第二条　愛玩動物看護師法に基づく指定試験機関に関する省令（令和元年農林水産省環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。